

介護予防支援業務のプロセス

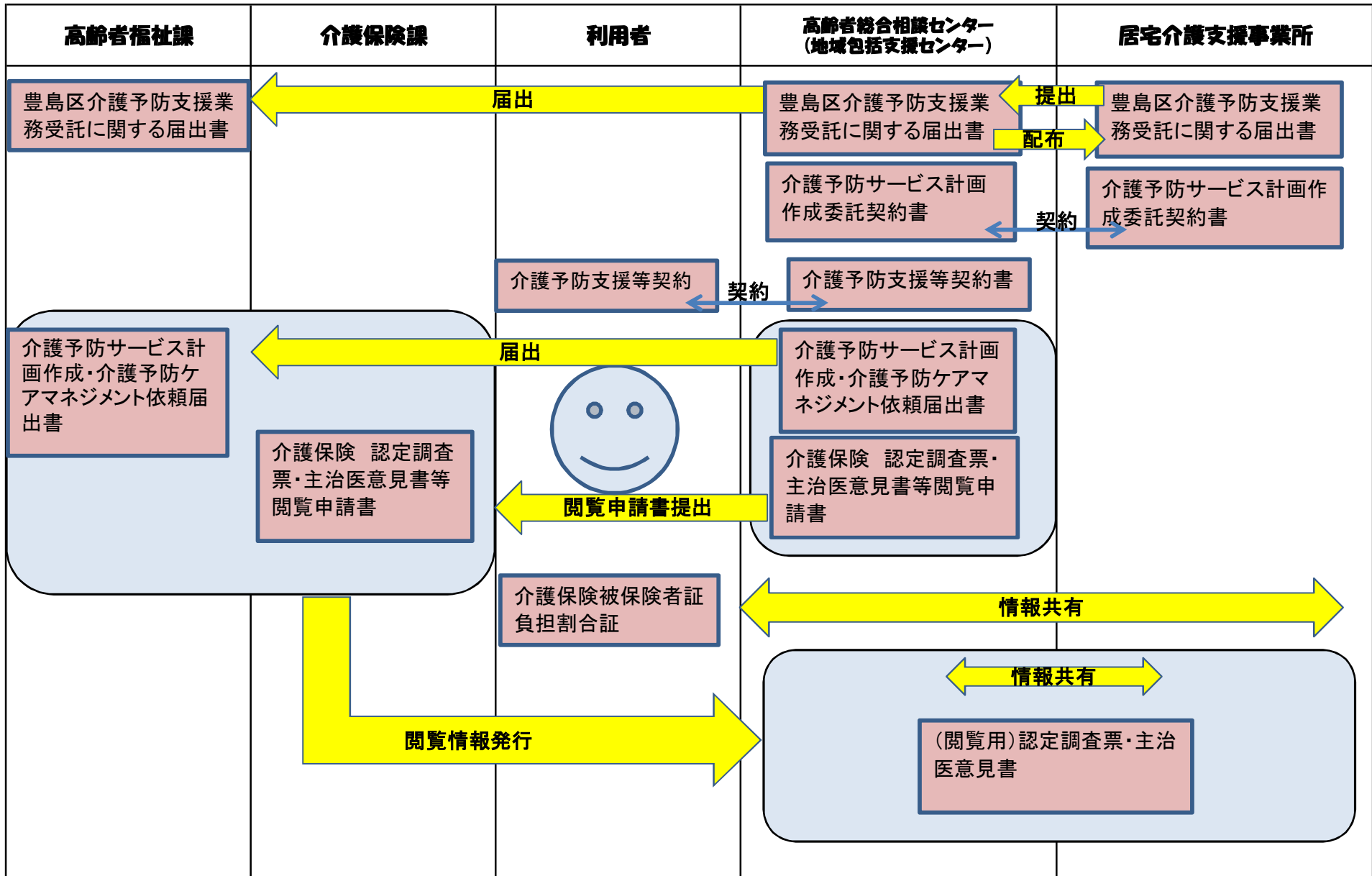
プロセス	手順	使用する資料・帳票等	
①利用申込	<ul style="list-style-type: none"> ★利用申込の相談受付 ★内容・手続きの説明及び同意 ★重要事項説明書交付・説明 	<ul style="list-style-type: none"> ★みんなの介護保険利用ガイドブック ★重要事項説明書 ★介護保険被保険者証（介護予防手帳） ★介護保険負担割合証 ★介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 ★認定調査票、主治医意見書等閲覧申請書 	
②契約締結	★利用申込者との契約締結	★介護予防支援契約書等	
③アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ★面接等による利用者情報の把握 ★課題分析 	<ul style="list-style-type: none"> ★（閲覧用）認定調査票、主治医意見書 ★利用者基本情報 	<ul style="list-style-type: none"> 《介護予防ケアマネジメント》 ★豊島区アセスメントシート ★興味・関心チェックシート
④介護予防サービス計画原案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ★利用者及び家族と面接し、目標・具体策・利用サービス・期間等を確認 ★介護予防サービス計画原案を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ★豊島区介護予防サービス・支援計画表（すこやか生活プラン） ★介護予防サービス・支援 週間計画表（D表） ★各サービス申し込み書等 	<ul style="list-style-type: none"> 《介護予防支援》 ★アセスメント用情報収集シート ★基本チェックリスト ★主観的健康観（G表）
⑤サービス担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ★利用者及び家族やサービス提供担当者等の関係者が目標を共有化し、役割分担を確認する ★専門家としての意見の聴取、支援方策を協議し、全体が共通認識をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ★介護予防支援経過記録（E表） ★サービス担当者会議の要点（E表別紙） 	
⑥介護予防サービス計画の交付	<ul style="list-style-type: none"> ★利用者や家族にサービス担当者会議にて確認した介護予防サービス計画の内容について説明し、同意を得て（同意欄への記名・押印）参加者全員に交付 *少なくとも以下については説明・同意が必要となる（目標、支援計画、本来行うべき支援が出来無い場合の当面の方針、総合的な方針欄） 	<ul style="list-style-type: none"> ★豊島区介護予防サービス・支援計画表（すこやか生活プラン） ★介護予防サービス・支援 週間計画表（D表） *利用票、利用票別表 	<ul style="list-style-type: none"> ★介護予防サービス計画表（A表、B表、C表） ★介護予防サービス・支援 週間計画表（D表） *利用票、利用票別表

プロセス	手順	使用する資料・帳票等	
⑦サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ★サービス提供事業所等との調整 ★個別サービス計画書の確認 	★個別サービス計画（事業所作成）	
⑧モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ★計画の実施状況を把握する（モニタリング） ＊サービス提供開始月は訪問 ＊提供開始翌月から起算して3月に1回は訪問 ＊訪問しない月はサービス提供事業所での面接、利用者への電話等で実施状況や利用者の状況変化等を確認 ★月に1回は、把握したモニタリングの結果を記録する ＊利用者の状況に変化がある時は訪問 ＊状況の変化により計画変更が必要な場合には引き続き「評価」を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ★介護予防支援経過記録（E表） ★モニタリング・評価表 	★介護予防支援経過記録（E表）
⑨評価	<ul style="list-style-type: none"> ★計画の目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定する ＊計画期間が終了する月に訪問 ＊計画期間内に評価表を作成することで、利用期間後のサービス利用等についての判定を行う ＊評価表下段の記入について 「プラン継続」は短期入院等による一時的なサービス中断後の再開時など、稀な場合 「終了」は転出、死亡、自立による終了のみ 「プラン変更」は、予防給付から介護給付や他制度への移行と、予防給付の利用を継続する場合。サービスの利用継続でも、プランはアセスメントのプロセスを経て改めて作成する ★サービス提供事業所から事後アセスメントの報告を受け、サービスの効果の評価を行い次のサービスや事業につなぐ 	★モニタリング・評価表	<ul style="list-style-type: none"> ★介護予防サービス評価表（F表） ★主観的健康観（G表）
⑩給付管理	★サービスの利用実績を確認し、給付管理を行う	<ul style="list-style-type: none"> ★サービス利用実績報告書 ★利用票、利用表別表 ★給付管理票 	
⑪介護報酬の請求	★介護報酬の請求	★請求書	

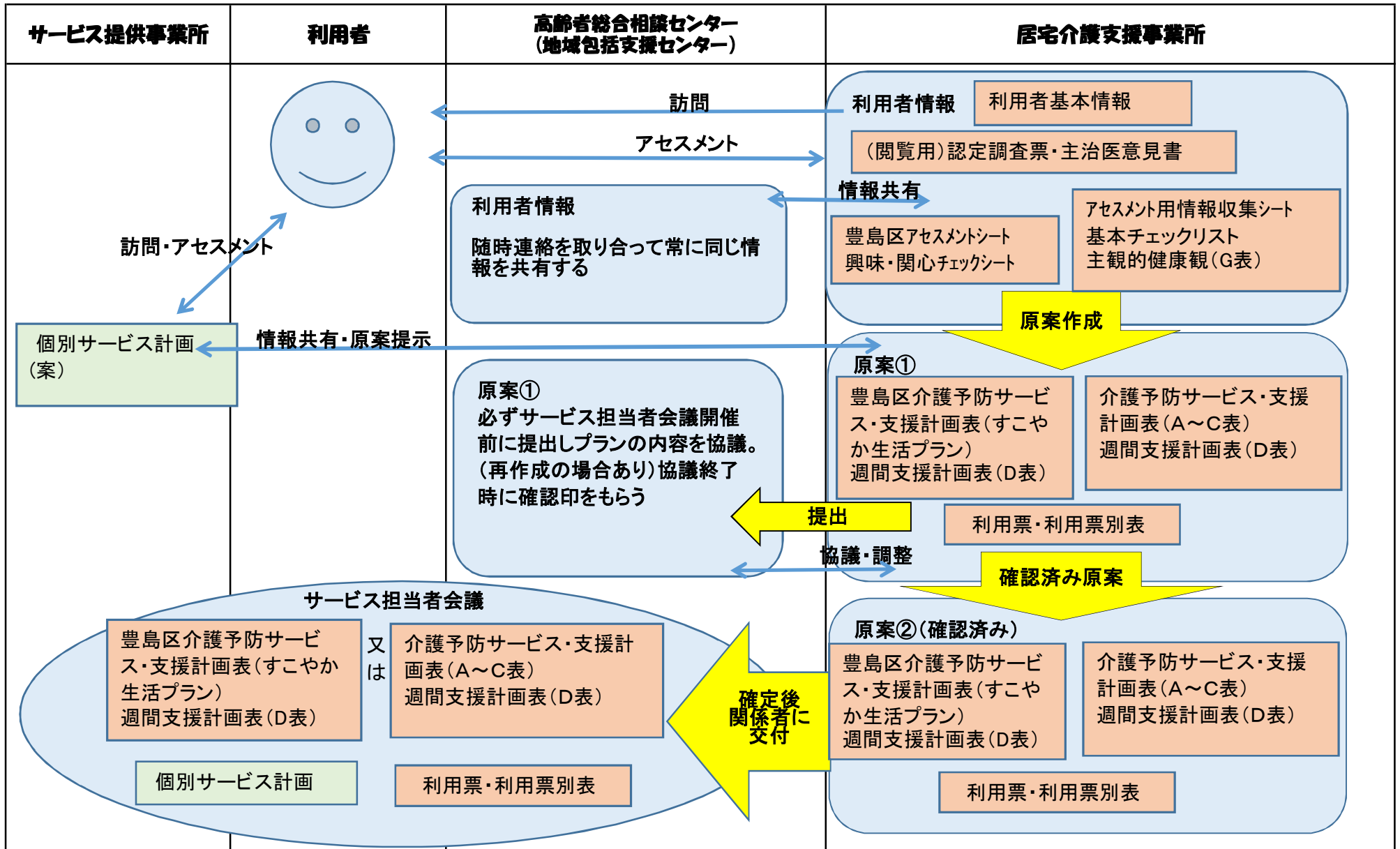
豊島区の介護予防支援業務委託の範囲

プロセス	高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)	居宅介護支援事業者
①利用申込	利用申込の受付	
②契約締結	利用申込者との契約締結	
③アセスメント		利用者情報の把握・面接・課題分析
④介護予防サービス計画原案の作成		介護予防サービス計画原案の作成
⑤サービス担当者会議の開催		サービス担当者会議の開催
⑥介護予防サービス計画の交付		介護予防サービス計画書の説明・交付
⑦サービスの提供		サービス提供事業所等との調整
⑧モニタリング		モニタリング
⑨評価		評価
⑩給付管理	給付管理票の提出	サービス利用実績報告
⑪介護報酬の請求	介護報酬の請求	

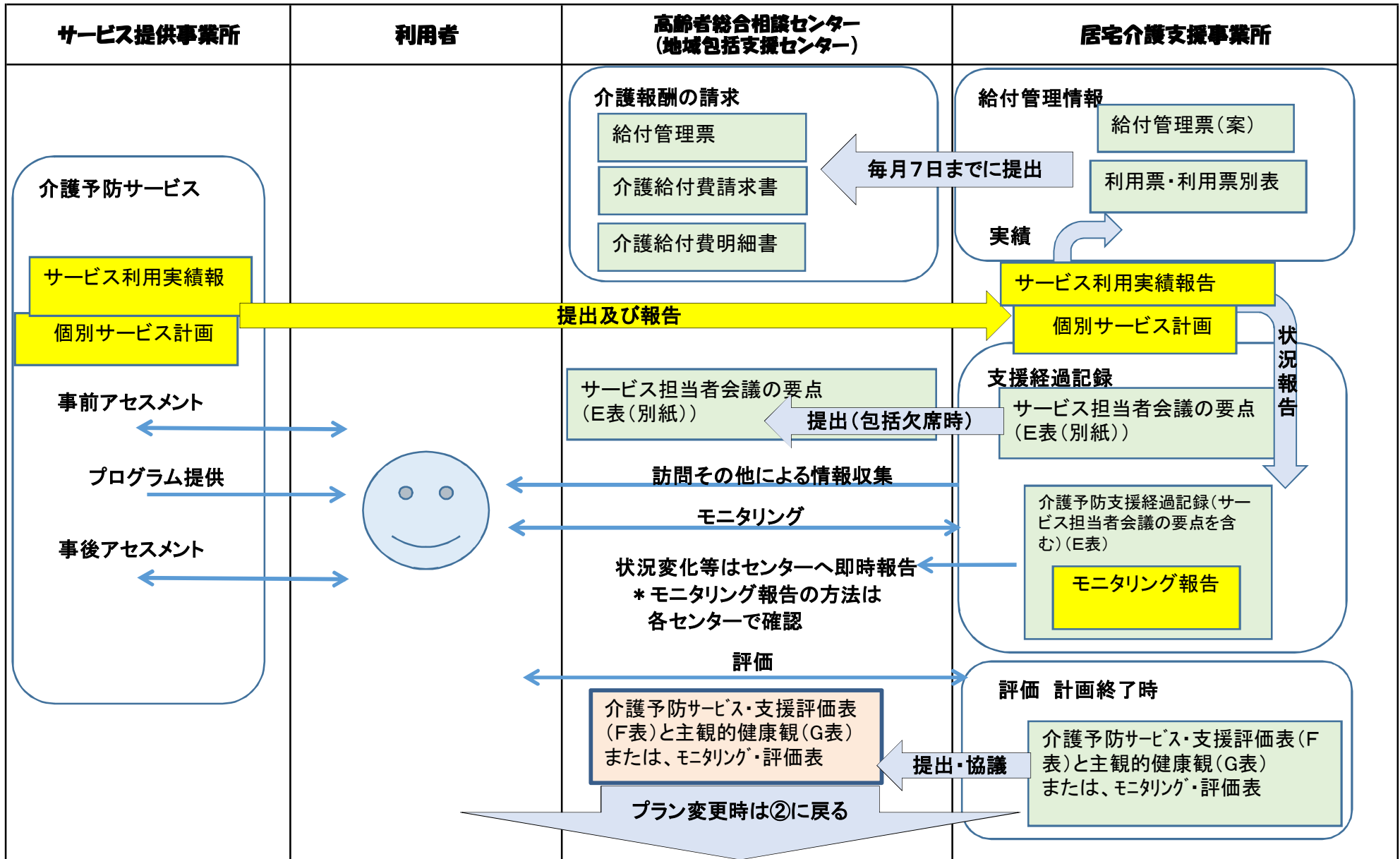
帳票の流れ ① (委託開始時)



帳票の流れ ② (プラン作成時)



帳票の流れ ③ (サービス開始後)



♪ 介護予防支援計画に必要な情報は下記よりダウンロードできます ♪

介護予防ケアマネジメント帳票 東京都推奨様式 (東京都福祉保健局)

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 介護支援専門員(ケアマネジャー) 関連情報 > ケアマネジメント参考資料

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/sankousiryou.html

豊島区介護予防ケアマネジメント帳票 (豊島区ホームページ)

豊島区 > 健康・福祉 > 高齢者福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業

<http://www.city.toshima.lg.jp/426/kenko/koresha/kaigoyobo/1603191606.html>

予防給付ケアマネジメントにおける介護支援専門員業務の手引【改訂版】 (東京都福祉保健局)

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 介護支援専門員(ケアマネジャー) 関連情報 > 東京都介護支援専門員業務の手引き(予防編)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/yoboutebiki25.html

WAMNET (報酬関連)

トップ > 行政情報 > 介護 > システム関連 > 国保連インターフェース > 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(平成30年3月30日事務連絡)

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=5420&ct=020050010>

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について (豊島区ホームページ)

ホーム > 健康・福祉 > 介護 > 介護保険 > 介護保険事業者のかたへ > 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について

<http://www.city.toshima.lg.jp/198/kenko/kaigo/kaigo/oshirase/001005.html>

豊島区ケア倶楽部 (豊島区の高齢者福祉課関連事業の申請書)

ホーム > 事業者向け情報[自治体] > 【豊島区高齢者福祉課】申請書及び様式

<https://www.uwins-club.net/public/login.html>

* 豊島区ケア倶楽部パスワード等の問合せ先 *

豊島区介護保険課事業者指定グループ

電話 03-3981-1474

委託料の支払いについて

介護報酬は、国民健康保険団体連合会の審査を経てプランを作成した事業所に支払われます。

介護予防支援では、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することが可能です。委託料については、まず地域包括支援センター（包括）が報酬の請求を行い、地域包括支援センターに支払われた報酬の中から委託先に支払われることになっています。

居宅介護支援事業所に委託した場合の委託料の支払いについては、東京都国保連が開発した代理受領の方法（東京ルール）を採用しています。

これは国保連から地域包括支援センターに支払後処理される介護報酬の一部を、委託先の居宅介護支援事業所が、直接受け取れるシステムです。これをもって委託料の支払いが行われたとみなされます。

- ①プラン作成委託料については、各保険者が介護報酬の〇〇パーセントあるいは、〇〇単位と設定し、国保連にその率や単位を登録する（各保険者）
- ②プラン作成委託先の居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターに委託契約と同時に代理受領の委任状を提出する。
- ③プラン作成委託先の居宅介護支援事業所は、翌月 7 日までに、委託した地域包括支援センターに前月のサービス利用実績（給付管理表）、サービス事業者からの実績突合した利用表・利用表別表を提出する。
- ④地域包括支援センターは、サービス月の翌月 10 日までに介護予防プラン作成の介護報酬を国保連または高齢者福祉課に請求する。
- ⑤翌々月に居宅介護支援事業所に国保連から委託料が振り込まれる。
- ⑥東京以外の居宅介護支援事業所については、東京ルールの利用はできませんが、地域包括支援センターに毎月提出する③は同じです。
この場合は、地域包括支援センターが国保連より介護報酬を受け取り、その 9 割を委託先の居宅介護支援事業所に委託料として支払います。支払い方法については、各居宅介護支援事業所の事務担当者と協議をして、決めてください。

委託料の計算方法 ※手順どおりの方法で計算を行います。

加算が無い場合の計算

- ①基本部分の計算を行う

$$\begin{aligned} \text{介護予防支援報酬基本単位} \times \text{地域区分単価（特別区）} \\ = \text{報酬金額（小数点以下切捨て※1）} \\ 430 \times 11.40 = 4902 \quad \rightarrow 4,902 \text{ 円 (A)} \end{aligned}$$

- ②基本部分について委託料、包括分報酬額を計算する。

$$\begin{aligned} \text{報酬金額 (A)} \times \text{委託先（居宅介護支援事業所）支払い率※2} \\ = \text{委託料（小数点以下四捨五入※3）} \\ 4902 \times 0.9 = 4411.8 \quad \rightarrow 4,412 \text{ 円 (B)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{報酬金額 (A)} - \text{委託料 (B)} = \text{包括分報酬金額※4 (C)} \\ 4902 - 4412 = 490 \text{ 円} \quad \rightarrow 490 \text{ 円 (C)} \end{aligned}$$

初期加算等が追加できる場合の計算

- ③加算分の計算を行う

$$\begin{aligned} \text{介護予防支援加算単位} \times \text{地域区分単価（特別区）} \\ = \text{報酬金額（小数点以下切捨て）(D)} \\ 300 \times 11.40 = 3420 \quad \rightarrow 3,420 \text{ 円 (D)} \end{aligned}$$

- ④加算分について委託料、包括分報酬額を計算する。

報酬金額 (D) × 委託先 (居宅介護支援事業所) 支払い率
 =委託料 (小数点以下四捨五入)
 $3420 \times 0.9 = 3078$ → 3,078 円 (E)

報酬金額 (D) - 委託料 (E) = 包括分報酬金額 (F)
 $3420 - 3078 = 342$ → 342 円 (F)

⑤基本単位分と加算分を別々に合算し、委託料と包括分報酬額を計算する
 基本単位分委託料 (B) + 加算分委託料 (E) = 合算委託料 (G)
 $4412 + 3078 = 7490$ → 7,490 円 (G)
 [基本単位分報酬金額 (A) + 加算分報酬金額 (D)] - 合算委託料 (G)
 = 合算包括報酬 (H)
 $(4902 + 3420) - 7490 = 832$ → 832 円 (H)

<参考資料>

※1 平成十八年厚生労働省告示第百二十九号

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

二 指定介護予防支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三 前二号の規定により指定介護予防支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

※2 豊島区と東京都国保連との契約「介護給付費の審査支払い及び保険者事務共同処理に事務に関する委託契約書」より

「ケアプラン原案作成委託料」の支払い率は以下のとおり

(基本部分) 地域包括支援センター	10.00%
委託先居宅介護支援事業所	90.00%
(初期加算部分) 地域包括支援センター	10.00%
委託先居宅介護支援事業所	90.00%

※3 平成18年10月2日 東京都国保連 介護事務審査課

請求事務に関する留意点について「決定内容等の通知の見方」

原案作成委託料控除内容明細書の見方について

④委託料

委託先居宅介護支援事業所が自県の事業所である場合、委託先居宅介護支援事業所への委託料を出力します。

委託料は③委託料控除前支払額に、被保険者が所在する保険者にて定める割合を乗じて四捨五入した額になります。

※4 上記資料より

⑤委託料控除後支払額

委託先居宅介護支援事業所が自県の事業所である場合、③委託料控除前支払額から④委託料を引いた額を出力します。委託先居宅介護支援事業所が他県の事業所である場合、③と同じ内容を出力します。